

省エネ家電へ

買換えてみませんか？

【令和8年度 玉名市省エネ家電買換え促進補助】

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに、CO2排出量の削減の取組の一環として、省エネ性能が高い家電製品への買い換えを行う世帯に補助金を交付します。対象となる製品は、エアコンと冷蔵庫です。

※令和7年度に補助金を受けた世帯の方でも、今回の補助金を利用できます。



対象家電（1世帯につき いずれか1台）

省エネ基準達成率（最新年度）**100%以上の**

- ・ エアコン（壁掛け・床置き）
- ・ 冷蔵庫

※省エネ基準は、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー性能評価の基準です。

※省エネ基準達成率は、製品のカタログや、「省エネ型製品情報サイト」などから確認できます。

対象家電 1 台分の購入金額	補助額
5万円以上10万円未満	1 万円
10万円以上15万円未満	2 万円
15万円以上20万円未満	3 万円
20万円以上	4 万円

※購入の際に販売店のポイント等を使用した場合、対象となるのはポイント等による値引き後の金額です。

※設置工事費や部品、付帯設備等の費用、運搬料、現在使用している家電製品の撤去やリサイクル処理に要する費用、消費税等は対象外です。

〈 補助条件 〉

対象家電

- ・ 市内の販売店で購入するもの。（インターネットや通販等での購入は対象外）
- ・ 補助金の交付決定を受けた後に購入するもの。
- ・ 現在使用している家電は、家電リサイクル法に基づき処分すること。（同法に基づく処分ができない製品は対象外）

対象者

- ・ 玉名市に住所がある人。
- ・ 自ら居住する住宅（店舗等兼用住宅の場合、主に事業で使用する部分を除く）で現在使用しているエアコン、冷蔵庫を新品のものに買い換える人。
- ・ 市税を滞納していない人。

〈 手続きの流れ 〉

①申請書等の入手

申請書等は、令和8年5月1日(金)から環境整備課(又は各支所)の窓口または市ホームページで取得できます。



②申請書の提出

申請書に次の関係書類を添付して、環境整備課に提出してください。

- ・見積書(市内の販売店が発行した、補助対象製品の本体価格、値引額内訳が分かるもの)
 - ・製品カタログ等(補助対象製品の製品名、型式番号及び省エネルギー基準達成率(目標年度)が分かるもの)
 - ・申請者の「滞納のない証明書」(令和8年4月1日以降に発行されたもの)
- ※市民課(又は各支所)窓口で取得できます。申請人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)と交付手数料300円が必要です。



③交付決定通知書の受領

申請書等が補助金の条件を満たしていることが確認できた時は、交付決定通知書を市から発送します。また、補助金の条件を満たしていないと認められる時は、不交付決定通知書を発送します。



④対象家電の購入と設置

③の交付決定通知書がお手元に届きましたら、通知書の期日の30日以内に対象の家電を購入し、自宅に設置してください。また、購入前まで使っていた家電を家電リサイクル法に基づき処分してください。



⑤実績報告書の提出

対象家電の設置等が終わった後30日以内に、実績報告書に次の関係書類を添付して環境整備課へ提出してください。

- ・領収書(家電の購入日、購入店舗等の名称、製品名又は型式番号、購入費用及びその内訳が分かるもの)の写し
- ・保証書(家電のメーカーが発行したもの)の写し ※購入日と購入者の氏名を記入
- ・家電リサイクル券(以前使っていた家電を処分したときのもの)の写し
- ・請求書
- ・通帳等の写し(振込先が確認できるもの)



⑥補助金の交付

⑤の実績報告書等を確認後、補助金を交付します。

重要 〈 注意事項 〉

- ・補助金の申請は先着順で受け付けます。申請額が予算額以上になる場合は申請受付を終了します。
- ・補助金の申請者、実績報告者、家電リサイクルの依頼者※1、請求者及び補助金振込口座の名義人は同一者となるようお願いします。違う場合は、補助金の交付ができないこととなります。 ※1同一世帯員でも大丈夫です。
- ・対象家電の購入と現在使っている家電の処分は、交付決定通知書の期日後に行ってください。期日前の購入や処分は対象となりません。
- ・対象家電の設置は交付決定通知後30日以内に、実績報告書の提出は対象家電設置後の30日以内に行ってください。期限を過ぎると補助対象外となります。
- ・交付決定後に購入製品や金額等が変わった場合は、環境整備課へご相談ください。なお、購入金額が増額し、補助額が増加するような場合でも、交付決定後は補助額の増額はできません。
- ・申請や書類訂正時に押印が必要ですので、窓口にお越しの際は念のため申請時に使用したはんこ(認印等)をお持ちください。

〈 受付期間及び申請先 〉

令和8年5月11日(月)から9月30日(水)までの平日8:30~17:15 環境整備課窓口
※時間内に環境整備課窓口への提出が難しい場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ 玉名市役所 環境整備課(市役所本庁1階) 電話:0968-75-1118